平成２８年（フ）第６７号
山梨県南巨摩郡身延町切石633、開始決定時の住所山梨県韮崎市富士見ケ丘２丁目６番12号
破産者　若林　　智
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１３１号
大阪府八尾市青山町２丁目９番13号
破産者　豊田　憲治
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１４号
兵庫県姫路市青山５丁目５番６号　ナイスワン青山Ⅱ104、従前の住所兵庫県姫路市青山４丁目28番３―102号　メゾン芳村
破産者　竹本　　赳
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２５６号
福岡市城南区樋井川４丁目14番２―204号
破産者　舩越健太郎
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０３０号
福岡市中央区白金２丁目３番１号、前住所福岡市博多区下川端町８番16号
破産者　佃　　鈴子
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０８号
大分県別府市大字鶴見3645番地の５
破産者　鈴木　英治
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
茨城県北茨城市中郷町上桜井2214番地
破産者　後藤　　悟
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５９２号
横浜市磯子区洋光台１丁目30番26―202号
破産者　蒔野　精一
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８３０号
横浜市西区北軽井沢34番地
破産者　葛生　正男
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７９号
横浜市都筑区池辺町3710番地　102
破産者　中澤　芳子
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３８９号
横浜市港北区高田東３丁目28番10号
破産者　樋口　　直
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４０６号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜１丁目５番３―106号
破産者　堀口　春美
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５３３号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ４棟102号
破産者　門馬　好弘
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８６号
金沢市藤江南２丁目16番地２
破産者　鹿熊　信夫
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０８号
愛知県一宮市浅野字青石63番地１　プリミエール305号
破産者　鈴木　浩司
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８６号
愛媛県松山市今在家１丁目１番33号
破産者　藤岡　賢二
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８７号
愛媛県松山市今在家１丁目１番33号
破産者　藤岡　惠子
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０８号
熊本市中央区帯山１丁目44番41―202号　Ｄ―グラディア帯山
破産者　吉武　英治
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８６号
大分県別府市野口元町４番10号　東洋コーポ203号
破産者　北江　文明
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係